

令和6年4月農業委員会定例会議事録

日時	令和6年4月19日（金）午後2時20分～午後3時23分
場所	さぬき市役所3階301・302 議事録署名委員の指名について
日程第1	諸報告
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について（会長提出議案第1～10号）
日程第3	農地法第4条に基づく申請審議について（会長提出議案第11号）
日程第4	農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について （会長提出議案第12号）
日程第5	農地法第5条に基づく申請審議について（会長提出議案第13～20号）
日程第6	農用地利用集積計画の審議について（会長提出議案第21号）
日程第7	農業経営改善計画の審査について（会長提出議案第22号）
日程第8	その他
出席委員	1 山下加代子 2 吉原博美 3 眞田幸隆 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 池田幸嗣 7 大塚ノブ子 8 林 文夫 9 藤井 修 10 樫村浩二 11 十川隆行 12 寒川孝志 13 戸田修治 14 長田禎二 15 細川和美 16 岩澤佳宣(会長職務代理者) 17 芳竹和政 (会長)
欠席委員	なし
事務局	蓮井敏彦事務局長 頼富伸次副主幹 松本美佳係長 藤川英祐主査
農林水産課	玉木省三副主幹 森敬治係長
農地機構	西淵健一農地集積専門員 猪熊正農地集積専門員
傍聴者	なし

事務局

から第10号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局の説明をお願い致します。

今月の3条の案件は10件ございまして、面積にして9,622㎡の17筆です。

それでは、個別の案件についてご説明させていただきます。議案書1ページからでございます。

会長提出議案第1号について、ご説明させていただきます。地区番号1、受付年月日、令和6年4月1日。譲渡人、●●●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●番、台帳地目、現況地目ともに畑、地積1,245㎡。譲渡人の申請事由、経営縮小、譲受人の申請事由、経営規模の拡大。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は5,018㎡、受人従事数は2人です。資料と致しましては1ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の南西約150mに位置しております。譲受人は申請地付近にも農地を所有しており、経営農地の保全管理も行っております。

会長提出議案第2号について、ご説明させていただきます。地区番号2、受付年月日、令和6年4月1日。譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●番●他2筆、台帳地目、現況地目ともに田、地積合計1,861㎡。申請事由は親から子への生前贈与です。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は5,233㎡、受人従事数は2人です。資料と致しましては2から3ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●●●●●の南西約140mと、●●●●●●の南約140mに位置しております。譲受人は譲渡人の息子であり、経営農地の保全管理も行っております。

会長提出議案第3号について、ご説明させていただきます。地区番号3、受付年月日、令和6年4月1日。譲渡人、●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●他1筆、台帳地目、現況地目ともに田、地積合計726㎡。譲渡人の申請事由、農業廃止、譲受人の申請事由、経営規模の拡大。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は21,500㎡、受人従事数は2人です。資料と致しましては4ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●●●●●の東約430mに位置しております。譲受人は申請地付近にも農地を所有しており、経営農地の保全管理も行っております。

会長提出議案第4号について、ご説明させていただきます。地区番号3、受付年月日、令和6年4月1日。譲渡人、●●●、●●●●様、譲受人、●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積35㎡。譲渡人の申請事由、農業廃止、譲受人の申請事由は、現

松岡浩二委員 3号議案ですが、4月16日に現地確認を行いました。相続に関する案件ですので、特に問題ないと思います。よろしくお願い致します。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

林 文夫委員 第3号議案ですけど、13日の土曜日、推進委員と共に見てまいりましたが、田ですけど、水がどこから入るのか分からん、畑みたいな感じやったんですけど、●●さんのことですからしっかり耕してくれるかと思っています。

大塚ノブ子委員 第4号議案についてご報告致します。私たち4月13日に現地確認を行いました。この譲受人の●●さんですが、この申請しとる農地の周り、自分の屋敷です。その屋敷の隣、小さな池みたいなのがあって、その向こうに三角形の小さな35㎡の土地がありました。多分、野菜か何か作ってくれると思います。私たちは認めることにしました。よろしくご審議いただきたいと思っています。

続いて、第5号議案なんですけれども、これは先月、●●●の●さんが田んぼを買い取ることで議案が出たと思います。そのときに、●さんが買い取る家の裏側に畑があります。その畑に柿の木が植わっております。それで、私たち果樹園ということで通りましたけれども、その果樹園を●さんが買って、またその果樹を作るそうです。私たちよろしいのではないかと認めることにしました。

続いて、第6号議案、●●の●●●さんが●●さんに譲り渡すことなんですけど、●●さんは無農薬有機野菜を栽培されております。ここの田んぼも、畑なんですけれども、十分野菜が作れると思います。また、立派な野菜を作ってくれると思います。私たち認めることにしました。よろしくご審議いただきたいと思っています。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

十川隆行委員 7号議案ですけども、これは生前贈与ですので、問題ないと思います。

8号議案、これは先ほどの説明のとおり、●●●●●●●●が解散に伴い、持っておる田んぼをこの人に売るということです。

第9号議案も、買ったそうです。

10議案です。これは自分の仕事場の横に田んぼがあるんですけど、そこで野菜を作ろうと。野菜や果樹を作ったらええなというので買うそうです。

以上です。よろしくお願い致します。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第1号から第10号につきまして、質疑等がありましたら、発言を認めます。

全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	ないようですので、議案第1号から第10号につきましてお諮り致します。議案第1号から第10号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第1号から第10号を原案のとおり認めることと致します。 日程第3 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第11号を議題とし、上程致します。 それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	今月の4条の案件は1件ございまして、面積にして135㎡の1筆です。議案書は3ページからでございます。 会長提出議案第11号、地区番号4、受付年月日、令和6年4月1日。申請人、●●●●●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目田、現況地目宅地、地積135㎡。転用目的、既存宅地の拡張、工事着完予定年月日は令和4年6月15日から令和4年7月31日。農地区分、第2種農地。無断転用是正の案件です。資料と致しましては12から13ページで、位置図を12ページの左側に掲載しています。 申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●の南西約740mに位置しており、宅地及び道路、水路に隣接しています。申請者が居住する宅地の南西側に隣接しており、庭木等が植わり宅地化しているため、無断転用を是正するため申請に至りました。地元土地改良区及び水利組合の同意を得ております。なお、始末書も添付され反省の念を示していることから、許可も止むを得ないと考えております。 以上です。
議長（会長）	事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。
十川隆行委員	11号議案ですけども、これも先般、全員で見えてまいりました。自分とこの屋敷の一部が田んぼであったというだけの話です。なぜか田として残っていたのを、今回、宅地に変えるということです。よろしくお祈りします。
議長（会長）	議案第11号につきまして質疑等がありましたら、発言を認めます。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	ないようですので、議案第11号につきましてお諮りします。議案第11号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第11号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。
日程第4 農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について、会長提出議案第12号を議題とし、上程致します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 今月の第5条の事業計画変更案件は1件ございまして、面積にして595㎡の1筆です。議案書4ページでございます。
会長提出議案第12号、地区番号3、受付年月日、令和6年4月1日。申請者、●●●●、●●●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番、台帳地目、現況地目ともに田、地積1,137㎡のうち595㎡。転用期間変更の申請で、変更前の転用期間は令和5年10月17日から令和6年3月29日、変更後の転用期間は令和5年10月17日から令和6年12月31日。権利は賃借権設定、農地区分は第1種農地です。資料と致しましては14から15ページで、位置図を14ページ左側に掲載しています。
申請地は、さぬき市●●、●●●●●●の東約930mに位置しており、田及び道路、水路に隣接しています。令和5年10月17日に許可を受けた、ため池改修工事に係る現場事務所等用地への一時転用について、●●●●●●●●●●との契約による第2期工事に伴い、一時転用の期間延長のため申請に至りました。前回許可時の工事完了予定日が令和6年3月29日で、今まで無断転用となっておりますが、これは第2期工事、同じ場所で延長するだけなんですけども、入札をやり直すそうで、●●●●さんが落札するまで申請できなかったのを遅れてしまいましたということで、始末書も添付されて反省の念も示していることから、許可も止むを得ないと考えております。
以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

林 文夫委員 これも13日の土曜日に推進委員と二人で行ってまいりましたが、工事が連続して行われるということで、止むを得ないと思います。どうぞ。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。
議案第12号につきまして質疑等がありましたら、発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） ないようですので、議案第12号につきましてお諮りします。議案第12

渡人、●●●●●●、●●●●●●様、譲受人、●●●●●●●●、●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積428㎡。転用目的、分家住宅、工事着工予定日が令和6年5月10日となっておりますが、正しくは5月31日でしたので、申し訳ございませんが、訂正させていただきます。完了予定日は令和6年10月31日。権利は使用貸借権の設定。農地区分、第3種農地。令和6年2月に農振除外の審査をした案件です。資料と致しましては26から27ページで、位置図を26ページの左側に掲載しております。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●●●の北東約270mに位置しており、田、宅地及び道路に隣接しています。譲受人は譲渡人の娘婿であり、現在の居宅が手狭となったことから、このたび申請地に使用貸借権を設定し分家住宅を建築するため申請に至りました。地元土地改良区及び水利組合の同意を得ております。

会長提出議案第20号、地区番号5、受付年月日、令和6年4月1日。譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積722㎡。転用目的、資材置場、工事着完予定年月日、令和6年7月1日から令和7年1月31日。権利は所有権移転売買。農地区分、第2種農地で、令和6年2月に農振除外の審査をした案件です。資料と致しましては28から30ページで、位置図を28ページ左側に掲載しております。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●●●の北約800mに位置しており、田、宅地及び道路に隣接しています。譲受人は自動車修理業を営んでおり、併用地は自動車修理工場用地です。事業拡大に伴い資材置場用地として事業地を拡大するため、転用申請に至りました。地元土地改良区及び水利組合の同意も得ております。

説明は以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

●●地区からお願いします。

松岡浩二委員

第13号議案ですが、これは農振除外の案件で、事前協議は済んでいるもので、特に問題ないと思います。

第14号議案も無断転用の是正ということで、よろしくご審議いただきたいと思います。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

大塚ノブ子委員

第15号についてご報告致します。私たち4月13日に現地確認を行いました。●●さんの屋敷の西側に、地図見たら分かるように、細長い土地があ

りました。そこに小さな倉庫のような建物は建ってございましたけれども、今回、●●さんがそれを購入するそうです。これも無断転用の是正ということで、私たちこれはよいのではないかと認めることにしました。よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

戸田修治委員 第16、17号議案については、分譲住宅なので止むを得ないと思います。それから、18、19、20号議案については、2月に農振除外申請の際に見てきて、特に問題ないということで報告したとおりであります。よろしくをお願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第13号から第20号につきまして質疑等がありましたら、発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） ないようですので、議案第13号から第20号につきましてお諮りします。議案第13号から第20号について、異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第13号から第20号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

日程第6 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第21号を上程致します。

なお、今月の議案で、農地中間管理事業対象農用地等総括表の11番から13番、16番から19番が●●委員、27番、28番が●●委員、46番、47番が●●委員の関係議案になりますので、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

それでは、事務局から説明を求めます。

事務局 会長提出議案第21号について、ご説明致します。

農地の貸し借りについての説明で、議案書6ページから9ページとなっております。

個人12件、法人2件、中間管理機構23件の合計37件となっております。37件のうち新規24件、再設定13件となっております。37件のうち貸借権3件、使用貸借権34件となっております。

貸借権の内訳としまして、5,000円が1件、3,000円が1件、1,985円が1件となっております。

期間は、20年1件、10年9件、6年14件、5年3か月1件、5年6

件、3年11か月1件、3年3件、1年2件となっております。

続いて、農地中間管理事業対象農用地等総括表の委員さんの案件を除いた38件についてご説明致します。別紙のA3の総括表をご覧ください。

貸付先は、個人18件、法人20件となっております。設定する権利等の種類は、賃借権9件、使用貸借権29件となっております。期間は、20年2件、10年10件、6年22件、5年3か月1件、3年11か月2件、3年1件となっております。利用内容は、水稻、麦、果樹、露地野菜、飼料用作物の作付となっております。

以上です。

議長（会長） 説明が終了致しました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件も多く、時間がかかりそうですので、一括して質疑に入ります。質疑等ある場合、整理番号を指定の上、発言ください。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） ないようですので、それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の11番から13番、16番から19番、27番、28番、46番、47番を除く議案第21号について原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の11番から13番、16番から19番、27番、28番、46番、47番を除く議案第21号について原案のとおり認めることと致します。

続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表で、●●委員の関係議案である11番から13番、16番から19番、●●委員の関係議案である27番、28番、●●委員の関係議案である46番、47番の審議に入ります。

それでは、●●委員、●●委員、●●委員の退席を求めます。

(●●委員、●●委員、●●員 退席)

議長（会長） それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 農地中間管理事業対象農用地等総括表についての委員さんの案件は11件で、使用貸借権が11件となっております。期間は、10年4件、6年7件となっております。利用内容については、水稻、麦、果樹、露地野菜の作付となっております。

以上です。

生年月日は●●●●年●●月●●日。

別紙の経営改善計画を参照してください。

①農業経営体の営農活動の現状及び目標の（１）営農類型としましては、施設野菜をしています。

②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、（１）生産について、ミニトマトの作付面積の現状が10aで生産量18,000kgですが、5年後の作付面積は10aで19,000kgに増やします。水稻の作付面積の現状は50aで生産量2,400kgですが、5年後変更はありません。オクラの作付面積の現状は4aで生産量1,000kgですが、こちらも5年後変更はありません。（３）農用地及び農業生産施設につきましては、アの農用地で所有地の現状が田74aですが、5年後変更はありません。イの農業生産施設につきましては、鉄骨ハウスの現状1棟1,000㎡ですが、5年後変更はありません。納屋の現状1棟50㎡ですが、5年後変更はありません。

今後の取組としまして、ミニトマトについて黄化葉巻病等の病害虫防除や養液管理を徹底して行い、単収向上を目指します。現状の年間所得417万円のところ、5年後438万円を目指します。

こちらも経験も実績もある農業者ですので、認定農業者の継続認定についてのご審議をよろしくお願いします。

続きまして、③●●●●さん、生年月日が●●●●年●●月●●日。同じく、●●●●さん、生年月日は●●●●年●●月●●日。●●●●さん、生年月日が●●●●年●●月●●日です。住所は、●●●●●●●●●●番地●です。

別紙の経営改善計画を参照してください。

①農業経営体の営農活動の現状及び目標の（１）営農類型としましては、施設野菜をしています。

②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、（１）生産について、ミニトマトの作付面積の現状が27aで生産量37,800kgですが、5年後の作付面積は37aで51,800kgに増やします。水稻の作付面積の現状は66aで生産量3,300kgですが、こちらも5年後変更はありません。（２）農畜産物の加工・販売として、作業受託でドローンの散布をされています。売上の現状が65万円のところ、5年後80万円に増やします。（３）農用地及び農業生産施設につきましては、アの農用地で所有地の現状、田123aですが、5年後変更はありません。イの農業生産施設につきましては、鉄骨ハウスの現状が3棟2,700㎡ですが、5年後の鉄骨ハウスは4棟の3,700㎡に増やす予定です。作業場の現状は1棟150㎡ですが、5年後変更はありません。納屋の現状は1棟300㎡ですが、こちらも5年後変更はありません。

今後の取組としまして、ミニトマトについて温度管理や肥培管理、さらには黄化葉巻病等の病害虫防除を徹底して行い、収量、品質の向上を目指します。また、新規にハウスを導入し、規模拡大を図ります。現状の年間所得680万円のところ、5年後747万円を目指します。

こちらも経験も実績もある農業者ですので、認定農業者の継続認定についてのご審議をよろしくお願いします。

続きまして、④●●●●さん、生年月日は●●●●年●月●●日と、●●●●●●さん、生年月日が●●●●年●月●●日です。住所はともに、●●●●●●●●●●番地●●●●です。

別紙の経営改善計画を参照してください。

①農業経営体の営農活動の現状及び目標の（１）営農類型としましては、施設野菜をしています。

②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、（１）生産について、ミニトマトの作付面積の現状が３２aで生産量２８，８００kgですが、５年後の作付面積は３２aで３２，０００kgに増やします。水稻の作付面積の現状は７０aで生産量は３，１５０kgですが、５年後変更はありません。（２）農畜産物の加工・販売として、水稻の収穫・乾燥調製受託の売上の現状が７万円ですが、５年後変更はありません。（３）農用地及び農業生産施設につきましては、アの農用地で所有地の現状、田８２aと畑１５aですが、５年後変更はありません。借入地の現状は田３５aですが、５年後変更はありません。イの農業生産施設につきましては、硬質ハウスの現状４棟の９６０㎡ですが、５年後変更はありません。ビニールハウスの現状は９棟２，２４０㎡ですが、こちらも５年後変更はありません。納屋の現状２棟１７２㎡ですが、５年後変更はありません。

今後の取組としまして、こちらもミニトマトについて温度管理や肥培管理、さらには黄化葉巻病等の病虫害防除を徹底して行い、収量、品質の向上を目指します。現状の年間所得３８４万円のところ、５年後４２５万円を目指します。

経験も実績もある農業者ですので、認定農業者の継続認定についてのご審議をよろしく申し上げます。

以上です。

議長（会長）

事務局の説明が終了致しました。本議案については、●●地区、●●地区、●●●●地区の関係案件ですので、地区代表から補足事項等がありましたら報告をお願いします。

まず、●●地区代表委員から報告をお願いします。

松岡浩二委員

●●さんですが、個人経営で若手農家、酪農家としてよく頑張っていると思います。よろしくお願ひ致します。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

大塚ノブ子委員

番号２番の●●さんなんですけれども、奥さんと二人で●●●●●●でミニトマトをハウス栽培されております。大変熱心な経営をされております。

次の●●さんご夫婦と●●さん、息子さんです。３人で施設野菜、ミニトマトの栽培をされております。この方は模範的な栽培者だと思います。よろしくお願ひ致します。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

したいと思います。よろしくお願いします。

眞田幸隆委員

特に意見というんじゃないんですけど、この受益地が香川用水の受益地になっていると思うんです。それで、市のほうも香川用水のエリアを決めてるじゃないですか。そこの除外と、これ決済金とかそこらの関係をどうするかという問題。それと、あとは池掛かりの受益が減ることなので、そこらの関連、それをどういう形で処理していくのかというのが問題かなと思うんです。

事務局

先ほどご質問というかご意見のあった決済金の話とか、私のほうも土地改良区のほうに、どこまでになっとるんですかというのをまた確認をした上で、もしちゃんと事前準備ができてないようだったら、意見として、そこをしっかりとってくださいというようなふうに上げていきたいと思いますので。ご意見ありがとうございます。

眞田幸隆委員

それと、改良区の賦課金。

事務局

分かりました。ありがとうございます。

ほかにご意見ないようでしたら。よろしいですか。ありがとうございます。

議長（会長）

ほかに。

事務局

続きまして、報告があります。

まず、先ほどの総会で説明していた今年度の事業計画について、1つ補足があります。23ページの(7)会議の開催で、農業相談会のことを触れたと思うんです。開催月が今年、令和6年の11月と来年、令和7年の3月で予定をしておりますので、よろしくお願い致します。

続いて、令和5年度の最適化活動に関する皆様の自己評価の取りまとめ結果をご報告致します。今後力を入れたい活動としましては、遊休農地の解消が最も多く、次いで農地集積が多かったです。大変お忙しい中、活動記録を続けていただき、誠にありがとうございます。引き続き今後ともよろしくお願い致します。

以上です。

議長（会長）

農地集積専門員から何かありましたら。

農地中間管理
機構

ございません。

議長（会長）

事務局から次回の話を。

事務局

次回ですけども、5月20日月曜日13時30分から、場所が附属棟の多目的

室になりますので、またよろしくお願ひ致します。

それと、後から縦書きの農業経営改善計画認定申請書は集めますので、お帰りの際はこれを座席の上に置いて帰ってください。

以上です。

議長（会長）

以上をもちまして、令和6年4月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なる審議を頂き、お礼を申し上げます。

（ 3時23分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について

賛成委員・・・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について

賛成委員・・・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 6番

署名委員 7番